

国民健康保険からのお知らせ



接骨院・整骨院やはり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、健康保険が使えない場合があります。かかり方を正しく理解し、適正な受診をお願いします。

接骨院・整骨院など柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術する施設で医療機関ではありません。そのため健康保険が使える範囲は限られます。また、施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師にご相談ください。

○保険が使える施術

- ・ねんざ、打撲、座礁（肉離れ）
- ・骨折、脱臼の応急手当
- ・医師の施術同意書がある骨折・脱臼の治療

×保険が使えない施術

- ・疲労や年齢からくる慢性的な肩こりや腰痛、体調不良
- ・スポーツ後の筋肉疲労・筋肉痛
- ・症状の改善がみられない長期の治療
- ・病院など保険医療機関で治療中の負傷

はり・きゅう、マッサージの施術を受ける人へ

はり・きゅうで保険適用できるものは特定の病気（神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩など）の痛みなどに限られ、医師の同意書・診断書が必要です。また、マッサージで保険適用できるものは医師より医療上マッサージが有効と認められた場合で、はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書が必要です。

施術内容についてお尋ねすることがあります

通院するときは療養費支給申請書に記載される負傷原因、負傷名、日数、金額などを確認し、自筆で署名をしてください。また領収書を保管し、医療費通知で金額や日数の確認をしてください。国保年金課から施術を受けた人へ、施術日や施術の内容をお尋ねする場合があります。

問合せ 国保年金課国保係

協働Café

～「活動したい!活発にしたい!」を応援します～

秋も深まり、まちも衣替えを始めています。「読書の秋」「食欲の秋」「スポーツの秋」といわれるように秋にもいろいろありますね。



碧南市には自主的、自発的に公益的な活動をしている市民活動団体がたくさんあります。「秋」の感じ方にもいろいろあるように、市民活動団体もさまざまな活動内容のものが、必要としている支援もそれぞれ違います。今回はそのなかでも財政的な支援である「市民公益活動活性化補助金」についてご紹介します。

平成26年4月1日から始まったこの補助制度は、碧南市をより住み良いまちにしていくために、「これから活動を始めてみたい」「今の活動をもっと活発にしたい」、でもお金が…と考えているボランティアグループやNPO法人、碧南市を拠点に活動する皆さんを支援するものです。

問合せ 地域協働課地域協働係

補助制度には2つの支援があります。

初動期活動支援 「これから何かを始めたい」「まだまだ運営が安定しなくて・・・」といった活動の基盤づくりを応援します。

活動活性化支援 「活動をもっと活発にしたい」「団体のレベルアップをしたい」といった活動のステップアップを応援します。

今年度は4月と6月に募集を行い、初動期活動支援4団体、活動活性化支援1団体の計5団体が補助金を活用して活動しています。

この制度は、市民の皆さんが行う活動やボランティアなどの公益的なまちづくり活動を応援することで、新たな“市民活動の芽生え”や既存の“活動の活性化”を目指すものです。より良い碧南市を作っていくためには、「自分たちのまちを、自分たちで良くしよう」という意識は欠かせませんね。まちづくりの主役は皆さんです。皆さんの「こんな碧南市にしたい」という思いを実現するためにお役立てください。